第79号
2020年（令和2年）
3/1

ゆめはーと
Yume Heart

特集号 西東京市 社会福祉協議会だより

●社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき区市町村に１つずつ常設されている公共性の高い民間福祉団体です。
●市民の皆さまや行政、民生委員・児童委員などの福祉関係者の参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現を目指して活動しています。

主な記事

○西東京市社会福祉協議会の活動支援に……1
○あなたの支援が地域の笑顔に!……2・3
○社会福祉活動の紹介……4

発　行
社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会
〒188-0011 西東京市田無町5-5-12
田無総合福祉センター内
電話：042-497-5061　FAX：042-497-5062
HP:https://www.n-csw.or.jp/ E-mail:info@n-csw.or.jp

西東京市社会福祉協議会の活動支援に

ご協力をお願いします。

西東京市社会福祉協議会の活動財源は、
皆様からの会費や寄附金等が基盤となっています。
一人ひとりの個性をいかし、安心して生活できる
地域づくりのために、皆様からのご支援を頂けますよう、
よろしくお願いします。

→　詳しいご案内は２,３面をご覧ください。

西東京市社会福祉協議会は、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

「西東京市社会福祉協議会ホームページ」 http://www.n-csw.or.jp/

あなたの支援が

社協会員への入会

公的な制度では支えきれない部分でのサービスの実施やボランティア活動の推進をするためには、皆さまの支えが何よりも大切です。

多くの方にご入会していただくことで市民の皆さまが必要とする事業が実施できます。

年会費		
	正会員	1口　500円
	賛助会員	1口　2,000円
	団体会員	1口　3,000円
	特別賛助会員	1口　10,000円

各種寄附

香典寄附

葬儀などでお香典をいただいた方々へ香典返しとして、一般的な品物を送る代わりに、相当する金額を地域福祉のために寄附する方法。

相続寄附

ご遺族の方が相続された財産を寄附する方法。

※相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に寄附した場合、ご寄附いただいた財産には相続税はかかりませんが、この税制上の優遇措置の適応には、相続税の申告期限内に西東京市社会福祉協議会が発行する「相続財産の寄附に関する証明書」を添付する必要があります。

遺　贈

遺言により、自分の築いた財産を指定した人や団体に分ける方法。

※財産の寄附をご検討される場合には、手続きを確実に進めるために「公正証書遺言」による方式をお勧めします。

その他、寄附金（物品）の受付を随時行っております。

♪詳しくはホームページで検索してみよう♪

西東京市社会福祉協議会

ふれまち助け合い活動　http://www.n-csw.or.jp/service/03/participate/history/furemachi/

西東京市地域サポート「りんく」　http://www.n-csw.or.jp/service/03/cooperate/link/

地域の笑顔に。

地域福祉応援型自動販売機

自動販売機の収益の一部を寄附する方法。

○ 設置場所：（令和２年２月現在）

❶西東京スポーツセンター　１階談話室

❷フレスポひばりが丘　地下相談室

※自動販売機の新規設置や入れ替えを予定されている住民、企業の皆様、ぜひお声かけください。

共同募金

地域福祉の推進のため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分する。

○ 赤い羽根共同募金（10月）

○ 歳末たすけあい・地域福祉募金（12月）

募　金　箱

募金箱の設置にご協力頂き、募金を募集められた募金は、西東京市社協への寄附となり、ボランティア活動や市民活動の支援、地域福祉権利擁護事業の充実、地域福祉の普及啓発などに活用されます。

寄附に関するお問合せは

総務課 法人運営係
電話 042-497-5061
までご連絡ください。

社会福祉活動の紹介

西東京市社会福祉協議会

身近に暮らす方が
笑顔でいられるように、
ともに支えあい、
安心して暮らせる
まちづくりのための
活動をすすめています。

皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

ボランティアの活動、育成のために

♡災害ボランティア養成講習会の開催

ふれあいのまちづくり事業のために

♡高齢者のサロン活動への支援

市民活動のために

♡地域情報誌の発行活動の支援
（歳末たすけあい募金）

地域福祉活動に参加しませんか？
社協では地域福祉活動を支援して頂ける方を募集しております。

ボランティア活動を始めたい方

活動希望や特技などを活かして、ボランティア活動をして頂きます。

活動を始めるまでの流れ

❶ 西東京ボランティア・市民活動センターにお越しください。
　活動希望、特技などを伺い、希望にそった活動の情報を提供します。
❷ 登録用紙に記入の上、登録していただきます。
❸ 施設や障がいのある方、高齢の方から依頼があったときに電話やファックス、メールで活動をご紹介します。
❹ 内容や、日にち、時間などの条件があえば活動をはじめていただきます。

■問合せ：西東京ボランティア・市民活動センター
　電話 042-466-3070　FAX 042-466-3555

日常生活の困りごとをお手伝いしたい方（あいあいサービス協力会員）

高齢者や産前産後の方など、手助けを必要とする方へ買い物や調理・お掃除などの家事、通院や外出などの付添いをお手伝いします。

活動していただける方は「協力会員登録説明会（基礎研修）」に参加していただき、登録の手続きを行います。

■問合せ：福祉支援課 サービス提供係（あいあいサービス担当）
　電話 042-497-5076　FAX 042-497-5230

子どもの預かりをお手伝いできる方（サポート会員）

「子どもを預けたい方（ファミリー会員）」と「子どもを預かりたい方（サポート会員）」の双方が会員登録をして、子どもの預かりの活動を行っています。

西東京市在住の20歳以上の健康な方で、ファミリー・サポート・センターが実施する養成講習会の修了が必要です。

■問合せ：西東京市ファミリー・サポート・センター
　電話 042-497-5079　FAX 042-497-5230

社協活動の普及にご協力頂ける方（協力員活動）

協力員とは、社協が委嘱した、さまざまな活動を通じて「人と人の絆を大切にしながら身近な地域で安心して暮らせるまちづくり」にとりくむ方々です。

■問合せ：総務課法人運営係
　電話 042-497-5061　FAX 042-497-5062

その他、各事業の推進にご協力頂ける方を募集しておりますので、詳しくは本会ホームページをご覧ください。

「西東京市社会福祉協議会ホームページ」 http://www.n-csw.or.jp/